

副会長及び「村落社会研究（ジャーナル）」の新設等にともなう関連規定の改正

1. 「日本村落研究学会会則」

第一〇条 本会には理事、会長、事務局長および監事をおく。理事は約二〇名とし、理事会を構成し、会務を執行する。会長は本会を代表し、会務を統括する。事務局長は事務局を構成し、会の事務を執行する。監事は会計を監査する。

第十一條 理事、監事は総会において選出される。会長は理事の互選によって選任し、総会に報告する。事務局長は理事を兼任する。（← 現行）

第一〇条 本会には理事、会長、副会長、事務局長および監事をおく。理事は約二〇名とし、理事会を構成し、会務を執行する。会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐する。事務局長は事務局を構成し、会の事務を執行する。監事は会計を監査する。

第十一條 理事、監事は総会において選出される。会長、副会長は理事の互選によって選任し、総会に報告する。事務局長は理事を兼任する。（← 改正）

2. 「運用申し合わせ事項」

〔編集委員会〕 • 編集委員会は企画機能を強める。（← 現行）

〔編集委員会〕 • 編集委員会の内部に、「村研年報 編集委員会」と「村研ジャーナル 編集委員会」とを設ける。

• 「村研年報」については企画機能を強めて編集・審査にあたる。
「村研ジャーナル」については投稿論文を中心とし、編集・審査にあたる。（← 改正）

〔事務局代行事項〕 • 第五、六、七条にもとづく入退会の手続きは、当面便宜上、事務局長の判断にゆだね、理事会はその結果の報告を受ける。

• 「宿題委員会」にかわり、新会則にもとづき「研究委員会」を設置する予定であるが、それが誕生するまで、事務局長が会長の指示のもとにこの委員会の決定事項を代行する。（← 現行）

〔事務局代行事項〕 • 第五条にもとづく入退会の手続きは便宜上、事務局長の判断にゆだね、理事会はその結果の報告を受ける。

• （2項目は削除）（← 改正）

（参考） 第五条 本会に入会しようとする者は、理事会の承認を得なければならない。

〔大会テーマ〕 • 「研究委員会」を設置し、大会および研究会のあり方を検討し、活動を推進する。（← 現行）

〔大会テーマ〕 • 「研究委員会」は、大会および研究会のあり方を検討し、活動を推進する。（← 改正）